

関東甲信越支部 杉並地域会 地域会規則

2014 年 6 月 30 日

2023 年 4 月 22 日 改定

項目・条	関東甲信越支部杉並地域会 地域会規則
(総 則) 第 1 条	この規則は地域会規程第 1 条第 2 項及び関東甲信越支部地域会規約（以下、地域会規約という）第 1 条第 2 項により、関東甲信越支部杉並地域会（以下、この地域会という）における地域会の運営に関し必要な事項を定める。
(設 置) 第 2 条	総会及び支部総会の決議を経て、関東甲信越支部に杉並地域会を設置する。 2. この地域会の構成単位は以下の通りとする。 (1)東京都杉並区の行政地域
(名 称) 第 3 条	この地域会の名称は、「公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部杉並地域会」とする。 2. この地域会は「JIA 杉並地域会」を通称とする。
(目的・事業) 第 4 条	この地域会は、支部事業の補佐と併せ、支部と連携して、所管する地域の行政、市民、他団体と協調しながら地域に根ざした活動を行い、定款第 3 条に定める本会の目的達成に努める。
(正会員) 第 5 条	この地域会は、杉並区内に居住或いは杉並区内で主たる業務を行う正会員でこの地域会の目的に賛同し、この地域会の事業に参加する者を地域会員とする。地域会員が他の地域会に所属するか否かは問わない。 2. 地域会員は、以下の通り地域会活動費を納めなければならない。 (1)地域会活動費：3,000 円（年額） 3. 納入された地域会運営費は返還することができない。
(準会員・協力会員) 第 6 条	この地域会は、本会の趣旨に賛同し、この地域会の事業に参加、支援をする個人、法人または団体を、地域会登録の準会員、協力会員として募ることができる。 2. 地域会登録の準会員、協力会員の会費等は下記による。 (1)地域会登録の準会員 1) 専門会員 ；地域会規約第 6 条第 2 項に定める額 2) シニア会員 ；地域会規約第 6 条第 2 項に定める額 3) ジュニア会員；地域会規約第 6 条第 2 項に定める額 (2)地域会登録の協力会員 1) 法人協力会員；入会金 100,000 円 年会費 100,000 円 2) 個人協力会員；入会金 0 円 年会費 3,000 円

第6条の2(会友)	この地域会は、前条の準会員・協力会員の他に、継続してこの会の活動に賛同し、この会の活動を支援、或いはこの会の活動に参加する意志を持った個人又は団体をこの会の会友として募ることができる。 2 会友の会費は定めない。
(地域会役員等) 第7条	この地域会に次の役員を置く。 1) 代表 1名 2) 副代表 2名 3) 地域会幹事 7名以内 4) 地域会監査 2名 2. この会の役員とは別に顧問及び相談役を置くことができる。 3. 地域会役員の選出等については、別に定める地域会役員選出規約による。 転載：関東甲信越支部 地域会規約 2020年5月19日改定 第7条（地域会役員等） この支部における地域会役員等の構成、総数、解選任及び任期等については、地域会規程第7条によるほか、支部役員会の承認を得て地域会で別に定めることができる。 2. 地域会長（代表）及び副地域会長1名は正会員から選任する。 3. 地域会役員の総数のうち、4分の1までは地域会所属正会員以外から選任することを妨げない。 4. この支部における地域会選出の支部幹事は、原則として地域会長またはそれに準ずる立場の地域会所属正会員から、地域会の推薦を得て選任する。 4. 地域会役員の任期は1期2年とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わる。 5. 地域会役員の任期は原則2期を限度とするが、特別な事由があり地域会役員会が認めた場合は3期までの再任を妨げない。 6. 地域会役員に欠員を生じた場合はすみやかに後任者を選定する。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 7. 地域会役員は、辞任または任期満了後も、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。
(地域会役員の職務等) 第8条	この地域会の役員の職務は、地域会規程第8条第1項によるほか下記による。 (1) 代表はこの地域会を代表し、この地域会の会務を統括する。 (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは代表が予め定めた順序でその職務を代行する。 (3) 地域会幹事は代表、副代表を補佐し、地域会の会務を分担して執行する。 (4) 地域会監査はこの地域会の事業及び会計の執行状況を監査し、代表及び地域会総会に報告する。地域会役員会に出席し、意見を述べるができるが、議決には加わらない。

(地域会総会) 第 9 条	この地域会の総会は、地域会規約第 9 条によるほか下記による。 2. 通常地域会総会は毎年 1 回、事業年度終了後 2 カ月以内に支部総会に先立って開催する。 3. 臨時地域会総会は、地域会役員会が必要と認めたとき、または地域会員の五分の一以上もしくは地域会監査から、会議の目的事項を示して請求があったとき、すみやかに開催する。 4. 地域会総会は、この地域会に所属する正会員により構成する。 5. この地域会に登録する準会員と協力会員は、地域会総会に出席して意見を述べることができるが、議決権を有しない。 6. 地域会総会は構成員の三分の一以上の出席（他の出席構成員に対する委任状による出席を含む）がなければ開催することができない。 7. 地域会総会の議長は、その総会に於いて、出席正会員の中から代表が指名する。 8. 地域会総会の決議は、この規則に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 9. 議長は決議に加わる権利を有しない。 10. 通常地域会総会は以下に定める事項を決議する。 (1)事業報告、収支報告書、貸借対照表及び損益計算書の承認 (2)地域会役員の選任及び解任に関し地域会規則により地域会総会決議事項と定められた事項 (3)その他、この地域会の運営に関する重要な事項 11. 議事録は定款を準用し地域会で作成・保存し、支部役員会に報告しなければならない。
(地域会役員会) 第 10 条	この地域会の役員会は、地域会規約第 10 条によるほか下記による。 2. 地域会役員会は、第 7 条に定める役員をもって構成する。 3. 地域会役員会は代表が必要と認めたとき、または地域会幹事の二分の一以上もしくは地域会監査から会議の目的事項を示して請求があったときすみやかに開催する。 4. 地域会役員会の議長は、代表または代表が指名する地域会役員がこれにあたる。 5. 地域会役員会は、構成員の 1/2 以上出席しなければ開催することができない。 6. 地域会役員会の決議は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする。 7. 地域会役員会の求めに応じて、地域会顧問、地域会相談役、並びに地域会所属会員等は、地域会役員会に出席し意見を述べるができるが、議決には加わらない。 8. 地域会役員会はこの規則に別に定める事項のほか、次のことを決議する。 (1) 地域会総会の決議した事項の執行に関する事項 (2) 地域会総会の開催及びこれに付議すべき事項 (3) この地域会の事業計画及び予算 (4) その他地域会総会の決議を要しない会務の執行に関する事項 9. 議事録は定款を準用し地域会で作成・保存し、必要に応じて支部役員会に報告する。

(財産及び会計) 第 11 条	この地域会の活動に関する収支、資産及び負債等は、公益社団法人日本建築家協会全体として取り扱うものとし、定款及び経理規程を準用する。 2. この地域会の事業計画及び予算は、地域会役員会において承認した後、当該事業年度開始の2ヵ月前までに、支部役員会及び理事会の承認を得て、本部に報告する。 3. この地域会の事業報告及び決算は、事業年度終了後遅滞なく地域会総会において承認した後、支部役員会及び理事会に報告する。
(統合・分割及び廃止) 第 12 条	この地域会は、以下のいずれかの場合に理事会の承認及び総会の決議を得て、地域会の統合、分割及び廃止をすることができる。 (1) 地域会総会において所属正会員の 2/3 以上の賛成をもって地域会の統合、分割及び廃止を決議したとき。 (2) 支部総会において所属正会員の 1/2 以上の賛成をもって地域会の統合、分割及び廃止を決議したとき。
(地域会委員会・部会) 第 13 条	地域会活動の促進及び円滑な事業の執行をはかるため、地域会役員会の決議を経てこの地域会に地域会委員会・地域会部会を置くことができる。 2. 地域会委員会・地域会部会の運営に関する事項は、本部及び支部が別に定める委員会規程及び部会規程を準用するほか、地域会役員会の決議を経て別に定める。
(事務局) 第 14 条	地域会の事務処理を適切に行うため、この地域会に事務局を置くことができる。 2. 地域会事務局に所用の事務局員を置く場合には、その組織、運営に必要な事項は、支部役員会の承認を得て、地域会役員会の決議により別に定める。
(準 用) 第 15 条	この規則に定めのない事項については、定款、地域会規程、地域会規約を準用する。
(改廃) 第 16 条	この規則の改廃は、地域会総会の決議を経て、支部役員会の承認による。
(規則・細則) 第 17 条	この規則の施行について必要な細則または基準は、地域会役員会の決議を経て制定、変更及び廃止することができる。 2. 前項の細則・基準の制定・変更・廃止を行ったときは、支部役員会に報告する。
(附則)	この規則は 2013 年度関東甲信越支部杉並地域会通常総会の決議の日より施行する。 2. 地域会の公告は電子公告により行う。